

小田原市立小・中学校教職員の労働安全衛生体制の推進について

1 背景

労働安全衛生法の一部改正（18年4月施行）により、次の内容が、平成20年4月より、常時50人未満の労働者を使用する事業場にも適用された。

週40時間を超える労働（時間外）が、月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申し出を受けて、医師による面接指導をしなければならない。
週40時間を超える労働（時間外）が、月80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められ、健康上の不安を有している労働者、事業場で定める基準に該当する労働者に、医師による面接指導または面接指導に準じる措置を講じるよう努めなければならない。

労働安全衛生法及び同施行令では、50人以上の事業場については、産業医、衛生管理者の選任と衛生委員会の設置、10人以上50人未満の事業場には、衛生推進者の選任が義務付けられている。

※ 他に、特定の業種について、安全管理者、安全衛生推進者の選任や安全委員会の設置等が義務付けられているが、学校は対象外。

2 小田原市の対応

そこで、市では、「小田原市立学校教職員安全衛生管理要綱」（別添）を定め、

- ・各学校に「衛生推進者」を置くこと
- ・校長の安全衛生上の職務 などを定めた。

また、市内の小中学校については「50人以上となる事業場」はないため、法的には、産業医、衛生管理者の選任と衛生委員会の設置の義務はないが、教職員の安全衛生体制の推進のために、「衛生委員会」を設置することとした。

それに先立ち、改正法に則り、9月より教職員の超過勤務状況を把握し、11月より医師による面接指導を実施している。

3 経過とスケジュール

7月	校長会「超過勤務記録簿」提示・実施説明 教職員定期健康診断・保健師による面接指導実施
8月	小田原医師会に事業協力の依頼
9月	各学校において全教職員対象に「超過勤務記録簿」記入開始
10月1日	「小田原市立学校教職員安全衛生管理要綱」制定
11月	長時間勤務者に対する医師による面接指導開始 各校で「衛生推進者」を選任
12月18日	衛生委員会委員（校長会代表2名、教員代表7名）の選任 第1回衛生委員会開催

4 「衛生委員会」の設置について

要綱第7条 委員会は、次の事項について調査審議し、教育委員会に意見を述べるものとする。

- (1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。

衛生委員会の位置づけとしては、使用者側（教育委員会）として安全衛生に取り組むにあたり、校長・教職員の意見が反映されるようにすることを目的としている。

○小田原市立学校教職員安全衛生管理要綱

(平成20年10月1日)

小田原市立学校教職員安全衛生管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)に基づき、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「教職員」という。)の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を定めるものとする。

(教育委員会等の責務)

第2条 小田原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び小田原市立学校の校長(以下「校長」という。)は、この要綱に定める事項を適切に実施するとともに、教職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

(教職員の責務)

第3条 教職員は、自己の健康保持増進に努めるとともに、教育委員会及び校長が法令及びこの要綱に基づいて実施する安全の確保及び健康の保持増進並びに快適な職場環境の形成のための措置に協力するよう努めなければならない。

(校長の職務)

第4条 校長は、衛生推進者を指揮するとともに、教職員の安全及び衛生に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 教職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 教職員の健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 公務上の災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 快適な職場環境を形成するための措置に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教職員の安全及び健康の確保に必要な措置に関すること。

(衛生推進者)

第5条 各学校に衛生推進者を置くものとする。

2 衛生推進者は、担当する職場を巡視し、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 教職員の危険又は健康障害を防止するための措置
- (2) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事項
- (3) 衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- (4) 衛生教育、健康相談その他教職員の健康保持に必要な事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、教職員の衛生管理上必要と認める事項

(衛生委員会の設置)

第6条 教育委員会に法第18条第1項の規定に準じて、小田原市立学校教職員衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第7条 委員会は、次の事項について調査審議し、教育委員会に意見を述べるものとする。

- (1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。

(委員会の構成及び任期)

第8条 委員会の委員構成は、別表に定めるとおりとする。なお、医師については、教職員の面接指導に当たっている医師もしくは産業医の資格を有する医師の中から1名を充てるものとする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、学校教育部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の委員から請求があったときに委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議における議事の内容を記録し、これを3年間保存しなければならない。

(関係教職員の出席)

第11条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、関係教職員の出席を求め意見を聴取することができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、学校教育課が処理する。

(健康診断)

第13条 教育委員会は教職員の健康管理のため、法及び学校保健法(昭和33年法律第56号)に基づき健康診断を実施し、必要な措置を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、教職員の安全衛生管理について必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

別表（第8条関係）

衛生委員会委員

委員長	学校教育部長
委員	医師 1名 小学校長 1名 中学校長 1名 小中学校教職員(職員団体推薦委員) 7名 教育政策課長 学校保健課長 学校教育課長 教職員担当課長

月 教職員超過勤務記録簿

学校 職名 氏名

出勤・退勤時刻		6:00	7:00~	(休憩時間 の取得)	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00~	時間数	自宅での 仕事時間数				
月	日	~6:00	~7:00		頃										
	月			勤務時間											
	火				(休憩)										
	水				(休憩)										
	木				(休憩)										
	金				(休憩)										
出勤・退勤時刻		7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00~	時間数	自宅での 仕事時間数	
月	日	~8:00	~9:00	~10:00	~11:00	~12:00	~13:00	~14:00	~15:00	~16:00	~17:00				
	土														
	日													週合計	
	休日													時間	
出勤・退勤時刻		6:00	7:00~	(休憩時間 の取得)	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00~	時間数	自宅での 仕事時間数				
月	日	~6:00	~7:00		頃										
	月			勤務時間											
	火				(休憩)										
	水				(休憩)										
	木				(休憩)										
	金				(休憩)										
出勤・退勤時刻		7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00~	時間数	自宅での 仕事時間数	
月	日	~8:00	~9:00	~10:00	~11:00	~12:00	~13:00	~14:00	~15:00	~16:00	~17:00				
	土														
	日													週合計	
	休日													時間	
出勤・退勤時刻		6:00	7:00~	(休憩時間 の取得)	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00~	時間数	自宅での 仕事時間数				
月	日	~6:00	~7:00		頃										
	月			勤務時間											
	火				(休憩)										
	水				(休憩)										
	木				(休憩)										
	金				(休憩)										
出勤・退勤時刻		7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00~	時間数	自宅での 仕事時間数	
月	日	~8:00	~9:00	~10:00	~11:00	~12:00	~13:00	~14:00	~15:00	~16:00	~17:00				
	土														
	日													週合計	
	休日													時間	
出勤・退勤時刻		6:00	7:00~	(休憩時間 の取得)	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00~	時間数	自宅での 仕事時間数				
月	日	~6:00	~7:00		頃										
	月			勤務時間											
	火				(休憩)										
	水				(休憩)										
	木				(休憩)										
	金				(休憩)										
出勤・退勤時刻		7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00~	時間数	自宅での 仕事時間数	
月	日	~8:00	~9:00	~10:00	~11:00	~12:00	~13:00	~14:00	~15:00	~16:00	~17:00				
	土														
	日													週合計	
	休日													時間	
出勤・退勤時刻		6:00	7:00~	(休憩時間 の取得)	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00~	時間数	自宅での 仕事時間数				
月	日	~6:00	~7:00		頃										
	月			勤務時間											
	火				(休憩)										
	水				(休憩)										
	木				(休憩)										
	金				(休憩)										
出勤・退勤時刻		7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00~	時間数	自宅での 仕事時間数	
月	日	~8:00	~9:00	~10:00	~11:00	~12:00	~13:00	~14:00	~15:00	~16:00	~17:00				
	土														
	日													週合計	
	休日													時間	

出勤・退勤した時間帯に○印を記し、○と○の間のマスの数が超過勤務「時間数」となります。30分未満の場合にはカウントしません。
 ※「勤務時間」枠の(休憩)内には、その日の勤務時間内に休憩時間が取得できなかった場合に×印を記入 月合計 時間